

**指定ごみ袋制度導入についての  
基本方針  
(案)**

**令和7年3月**

**羽生市環境課**

## 目次

1 はじめに .....	1
2 羽生市のごみ排出量等の状況 .....	2
(1) ごみ総排出量の推移 .....	2
(2) 人口及び世帯数の推移 .....	3
(3) 1人1日あたりのごみ排出量の推移 .....	4
(4) 目標指標（1人1日あたりのごみ排出量） .....	5
(5) ごみ処理経費の推移 .....	6
3 指定ごみ袋制度について .....	7
(1) 指定ごみ袋制度の概要 .....	7
(2) 指定ごみ袋制度の導入時期 .....	8
(3) 指定ごみ袋制度の対象とすることのごみの種類 .....	8
(4) 指定することのごみ袋の規格（予定） .....	9
(5) 指定ごみ袋制度の導入による効果 .....	10
(6) 指定ごみ袋の販売・購入 .....	11
4 その他 .....	12
(1) 市民や事業者の皆様への周知・啓発 .....	12
(2) 不適切排出への対応 .....	12
5 指定ごみ袋制度導入に関するQ&A .....	12
6 用語解説 .....	14

# 1 はじめに

私たちの毎日の暮らしの産業活動は、石油などの化石燃料から、大量のエネルギーを消費する社会構造により発展し、大量生産や大量消費型の経済社会活動により形成された大量廃棄型の社会は、温室効果ガス\*1の排出による地球温暖化を加速させ、極端な気象現象の多発や生物多様性の減少、天然資源の枯渇の懸念など、様々な環境問題を引き起こしています。

そのため、限りある資源を有効活用し、温室効果ガス排出量の削減などを推進する環境負荷が少ない循環型社会の構築に向け、家庭や事業者から排出されるごみの減量・再資源化や適正処理を推進することが必要となっています。

また、羽生市では「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指して、令和4年(2022)4月に「羽生市気候非常事態宣言ーゼロカーボンシティを目指してー」を宣言し、私たちが毎日排出するごみを焼却することで温室効果ガスが発生していることから、「燃やしてもよいごみ」を減らすことが求められています。

そのような状況の中、市民及び事業者の皆様のご協力のもと、4R\*2の推進のほか、様々な施策に取り組んできたところでありますが、本市のごみ排出量は、人口減少の影響等により若干ではありますが、全体として減少傾向となっているにもかかわらず、市民1人が1日あたりに出すごみ排出量は、年度ごとにバラツキがあるものの減少傾向にならない状況にあり、全国や埼玉県の平均を大きく上回っています。

さらに、老朽化した清掃センターの修繕を含む施設の維持管理費や焼却灰等の処分委託料などを含む中間処理費の増加などの影響で、ごみ処理に係る経費についても増加傾向となっており、今後に予定される行田市との共同ごみ処理\*3における運営費の費用負担も考慮すると、環境への配慮や脱炭素の取組の視点だけではなく、将来的な市の財政負担を必要以上に増加させないためにも、積極的にごみの減量化を進めることが重要です。

そこで、本市では、さらなるごみの減量化を推進するため、ごみ減量につながる新たな施策として、「燃やしてもよいごみ」を「45リットル以下の透明・半透明の任意の袋に入れて排出する」現行の出し方から、多くの自治体で導入実績のある「ごみ処理手数料は付加しないものの、ごみの分別区分に応じて市が指定した袋で排出する」出し方(指定ごみ袋制度)の導入を進めることにいたしました。

ごみの減量化、適正処理には、市民・事業者・市が協働し、それぞれの立場で主体的に行動し、相互に連携をしていくことが必要となり、皆様のご理解とご協力が欠かせません。

つきましては、さらにごみを減らすための「指定ごみ袋制度」の導入にご理解とご協力をお願いいたします。

## 2 羽生市のごみ排出量等の状況

### (1) ごみ総排出量の推移

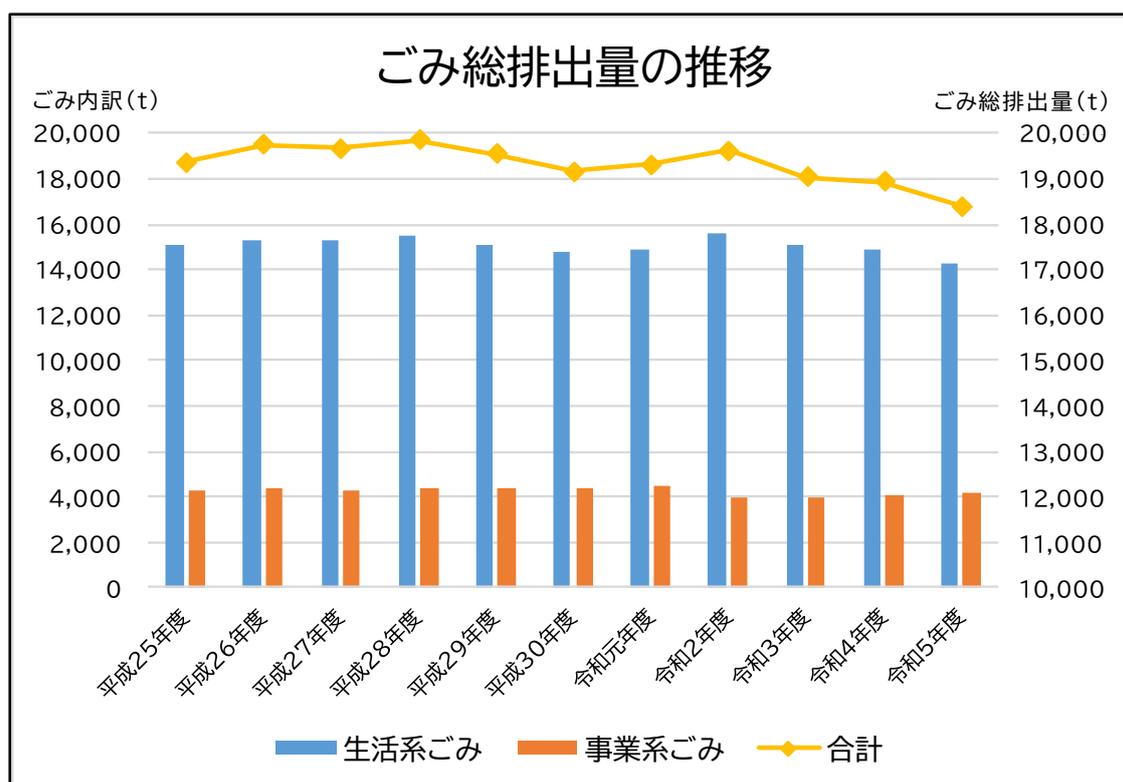
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活系ごみ\*4 については、令和元年度より増加傾向となりましたが、現在は減少しています。

一方、事業系ごみ\*5 については、感染症による営業時間短縮などの影響により、令和2年度以降は減少傾向となっています。

総排出量としては、人口減少の影響等により減少傾向で推移しています。

単位:t

	生活系ごみ	事業系ごみ	合計
平成25年度	15,047	4,322	19,369
平成26年度	15,322	4,424	19,746
平成27年度	15,351	4,331	19,682
平成28年度	15,496	4,360	19,856
平成29年度	15,135	4,419	19,554
平成30年度	14,756	4,421	19,177
令和元年度	14,847	4,478	19,325
令和2年度	15,615	4,003	19,618
令和3年度	15,079	3,968	19,047
令和4年度	14,853	4,085	18,938
令和5年度	14,230	4,171	18,401



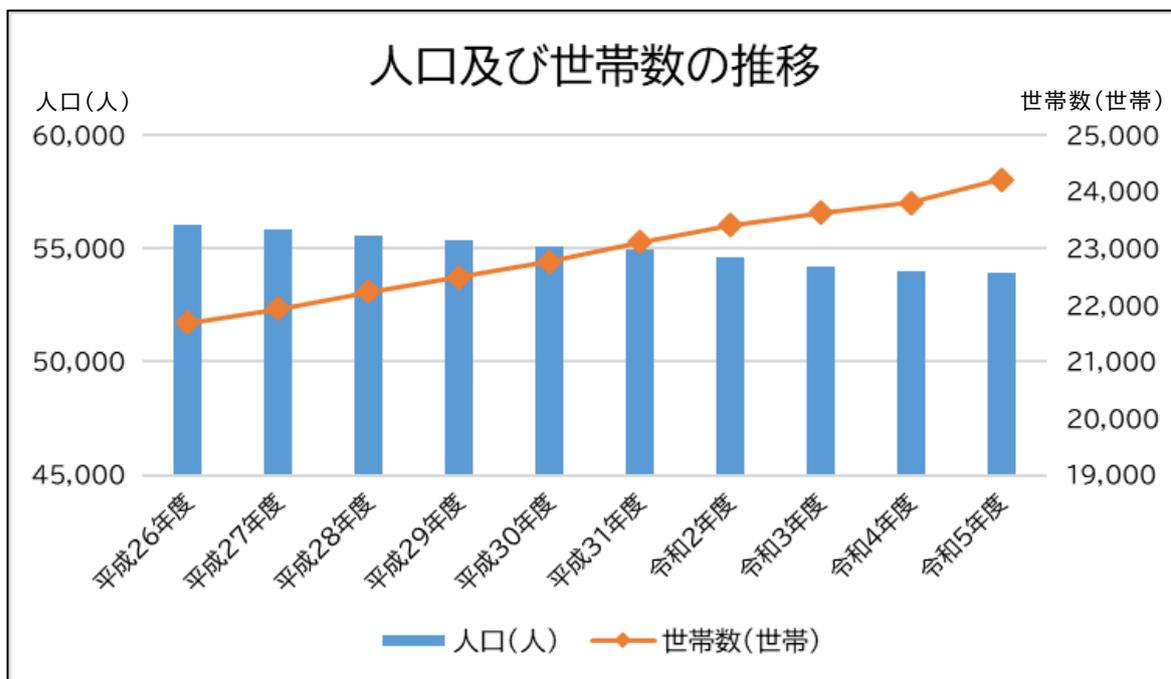
## (2) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向で推移しています。

世帯数あたりの人員は、平成26年度の2.58人から令和5年度の2.23人へと減少しています。

(各年4月1日現在)

年度	人口(人)	世帯数(世帯)
平成26年度	56,041	21,692
平成27年度	55,838	21,940
平成28年度	55,589	22,235
平成29年度	55,350	22,490
平成30年度	55,087	22,772
平成31年度	54,958	23,107
令和2年度	54,584	23,413
令和3年度	54,222	23,635
令和4年度	53,985	23,802
令和5年度	53,917	24,215

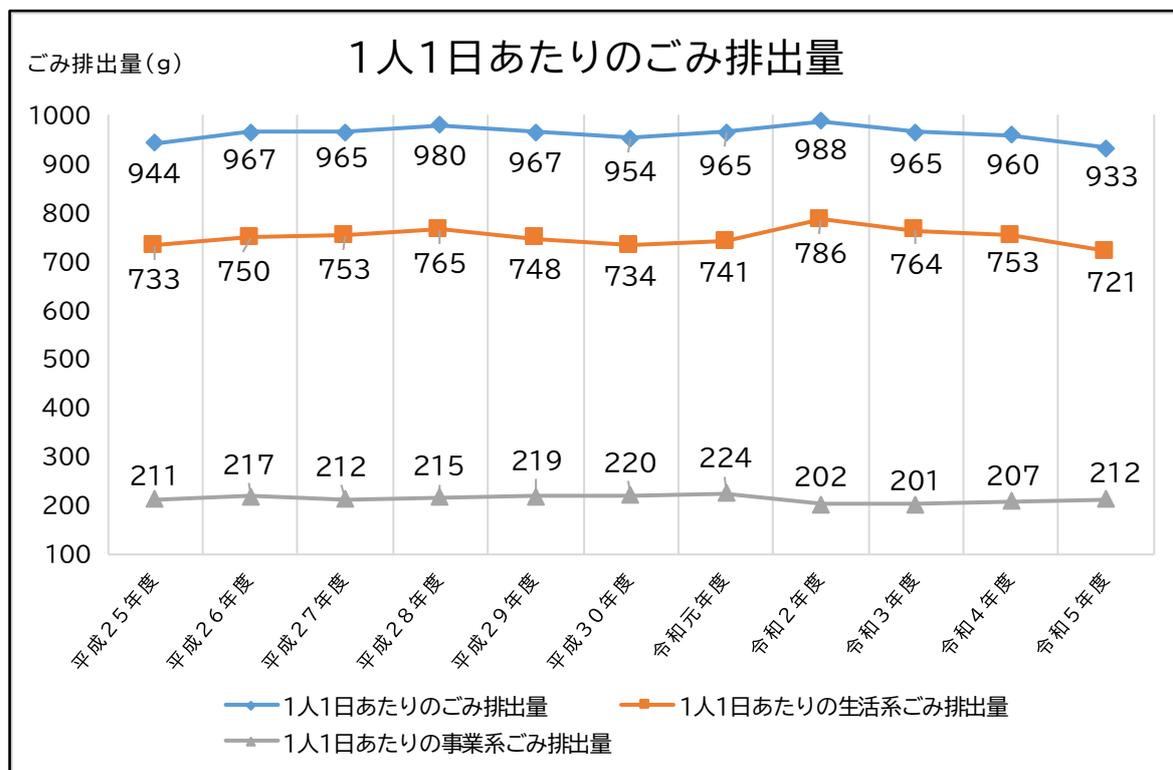


### (3) 1人1日あたりのごみ排出量の推移

ごみ総排出量が人口減少の影響等により減少傾向にあるにもかかわらず、1人1日あたりのごみ排出量は、年度ごとにバラツキがあるものの、960gから980g前後を横ばいに推移しています。

単位:g/人・日

年度	1人1日あたりごみ排出量（生活系ごみ + 事業系ごみ）		
		生活系ごみ	事業系ごみ
平成25年度	944	733	211
平成26年度	967	750	217
平成27年度	965	753	212
平成28年度	980	765	215
平成29年度	967	748	219
平成30年度	954	734	220
令和元年度	965	741	224
令和2年度	988	786	202
令和3年度	965	764	201
令和4年度	960	753	207
令和5年度	933	721	212



#### (4) 目標指標（1人1日あたりのごみ排出量）

令和4年（2022）3月に策定した「羽生市一般廃棄物処理基本計画」の目標年度は令和13年度までとしているものの、令和4年度現在の実績において全国平均や埼玉県平均と比較しても大きく上回っています。

減少へ転換し、目標を達成するためには、既存の施策を継続するとともに、新たな施策の取り組みを進めなければ、目標の達成は非常に厳しい状況です。

指標	基準値 (計画策定時)	現在値		目標値
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和13年度
1人1日あたりのごみ排出量	988g	960g	933g	861g
全国平均	901g	880g	—	—
埼玉県平均	861g	825g	—	—

※環境省「一般廃棄物処理実態調査」による

（令和6年（2024）12月現在において、令和4年度実績が最新のデータとなります。）

#### 埼玉県内市町村 ごみ排出量(一人一日あたりの排出量)一覧

(令和4年度実績) 環境省 一般廃棄物処理実態調査

ごみ総排出量	生活系ごみ	事業系ごみ	市区町村名	人口 (10/1現在) (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日あたりのごみ排出量		
						ごみ総排出量 (生活系+事業系) (g/人日)	生活系ごみ (g/人日)	事業系ごみ (g/人日)
						825	641	184

#### 埼玉県内 一人一日あたりの排出量が少ない市町村 上位10

1	3	6	富士見市	112,847	28,365	689	576	112
2	7	2	桶川市	74,679	18,782	689	588	101
3	1	37	滑川町	19,728	5,167	718	546	172
4	10	10	横瀬町	7,861	2,059	718	599	119
5	5	20	朝霞市	144,280	37,825	718	578	140
6	4	27	志木市	76,414	20,348	730	576	153
7	6	26	ふじみ野市	114,126	30,450	731	579	152
8	18	12	坂戸市	99,926	26,871	737	613	123
9	14	15	和光市	83,978	22,633	738	607	131
10	27	4	所沢市	344,253	92,897	739	631	108

#### 埼玉県内 一人一日あたりの排出量が少ない市町村 下位10

54	52	51	上里町	30,534	10,450	938	725	213
55	53	47	川島町	19,240	6,591	939	737	201
56	54	50	羽生市	54,034	18,938	960	753	207
57	59	40	行田市	78,877	27,669	961	772	189
58	55	54	加須市	112,186	40,186	981	755	226
59	62	38	美里町	10,948	3,950	988	816	172
60	63	45	深谷市	141,837	53,646	1,036	839	197
61	42	63	秩父市	59,518	22,971	1,057	670	387
62	58	61	熊谷市	193,502	75,586	1,070	770	300
63	57	62	本庄市	77,624	30,733	1,085	760	324

## (5) ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理経費は、増加傾向で推移しています。

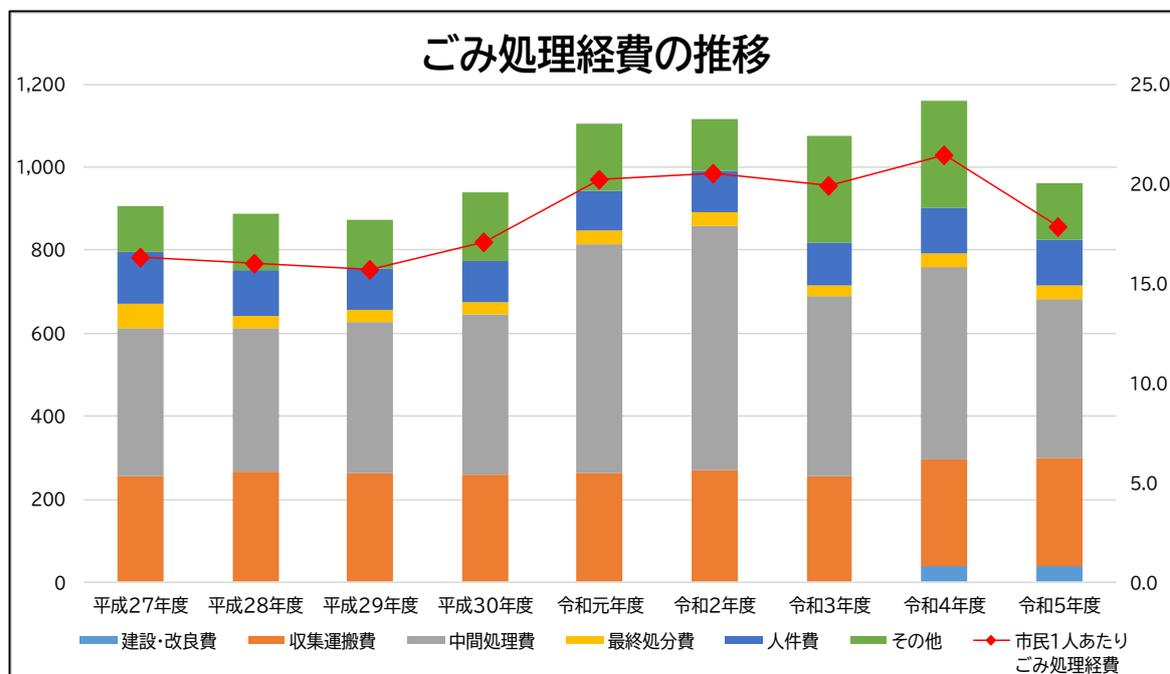
特に中間処理費(廃棄物の焼却や焼却灰の処分など)やその他経費(基金積立など)が増加傾向となっており、市民1人あたりのごみ処理経費も高くなっています。

単位:百万円

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
建設・改良費	0	0	0	0	0	0	0	38	38
収集運搬費	256	265	261	261	262	270	257	258	260
中間処理費	357	346	366	386	553	590	431	466	383
最終処分費	57	29	30	29	31	30	29	30	33
人件費	127	111	98	100	96	100	100	112	113
その他	111	137	116	164	164	127	260	257	136
合計	908	888	872	939	1,105	1,117	1,077	1,160	963

単位:千円

市民1人あたり ごみ処理経費	16.3	16.0	15.7	17.0	20.2	20.5	19.9	21.5	17.9
-------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------



## 3 指定ごみ袋制度について

### (1) 指定ごみ袋制度の概要

指定ごみ袋制度とは、ごみ袋の色や透明度、材質、表示などの規格を市が指定し、市民の皆様がごみを集積所などに排出する際には、必ず指定された袋を使用していただく制度のことです。

なお、指定ごみ袋制度には主に三つの方式があり、それぞれの特徴は下記のとおりです。

#### ① 有料指定ごみ袋

市がデザインや規格等を定めた袋を販売する際に、ごみ処理手数料を上乗せする方式で、いわゆる「ごみの有料化」とされるものです。

ごみ処理手数料が上乗せとなることで、市販のごみ袋価格と比較してかなり割高となるため、ごみ排出者にごみ処理に係るコストやごみ減量・分別などの意識が促進されることが大きく期待されます。

#### ② 単純指定ごみ袋

市がデザインや規格等を定めた袋を袋メーカーが製造し、小売店が販売する方式です。

ごみ袋価格は、小売店が設定する自由価格となり、ごみ処理手数料は含まれないものの、デザインや規格等が限定されることで、市販のごみ袋価格と比較して若干割高になることが想定されます。

また、使用できるごみ袋に制限をかけることで、有料指定ごみ袋(ごみの有料化)には及ばないものの、ごみ排出者にごみ減量・分別などの意識が促進されることが期待されます。

#### ③ 色指定ごみ袋

市販されているごみ袋の中から、使用できる色や透明度を市が限定する方式です。

ごみ袋の価格は、小売店が設定する自由価格となり、ごみ処理手数料は含まれません。

また、透明度の高いごみ袋に限定することで、ごみ分別の意識が促進されることが期待されますが、袋の大きさの自由度が高く、条件に合う袋があれば直ぐにごみを捨てられ、かつ、三つの方式の中では価格が最も安いと、市民の利便性や経済面でのメリットはありますが、大幅な減量化には期待できないデメリットがあります。

なお、現在の本市における生活系ごみの「燃やしてもよいごみ」と「燃やしてはいけないごみ」の排出方法は、「45リットル以下の透明・半透明の袋」に入れることとしているため、この方式を採用していることとなります。

上記の三つの方式のうち、一般的に市販されているごみ袋よりも若干割高になると想定されるものの、市民の経済的負担の増加を考慮し、かつ、ごみの減量化に一定の効果が見込めるため、羽生市で新たに導入する方式としては、**②単純指定ごみ袋を導入**する方針といたします。

**※ごみ処理手数料を上乗せする「ごみの有料化」(①有料指定ごみ袋)ではございません。**

## (2) 指定ごみ袋制度の導入時期

指定ごみ袋制度については、令和9年度の導入を予定しています。  
導入に向けては、概ね以下のスケジュールで取り組みます。

令和7(2025)年	1月	指定ごみ袋制度の基本方針(案)パブリックコメント
〃	3月	指定ごみ袋制度の基本方針決定
〃	7月	～ 市民・事業者への説明会等の開催
令和8(2026)年	10月	指定ごみ袋制度導入(経過措置期間の開始)
令和9(2027)年	4月	指定ごみ袋制度完全実施(経過措置期間の終了)

※令和9年(2027)4月からは完全実施としますが、令和8(2026)年10月から令和9年(2027)3月末までは、市民の皆様が指定ごみ袋を準備いただく経過措置期間として、指定ごみ袋の使用を推奨しつつ、それ以外の「45リットル以下の透明・半透明の袋」で排出された「燃やしてもよいごみ」も回収いたします。

## (3) 指定ごみ袋制度の対象とするごみの種類

今後に予定される行田市との共同ごみ処理の開始に伴い、新ごみ処理施設が稼働した後は、現在は「燃やしてはいけないごみ」として排出しているプラスチック類(ビニールや食品のプラスチック容器など)は「燃やしてもよいごみ」に変更される予定となっており、ごみの総排出量の内訳として、「燃やしてもよいごみ」の排出量は増える一方、「燃やしてはいけないごみ」の排出量は大幅に減ることが予想されます。

そのため、ごみを排出する際に指定されたごみ袋を購入して準備する手間や市民の経済的負担の増加を考慮し、**指定ごみ袋制度の対象とするごみの種類は、生活系ごみの「燃やしてもよいごみ」のみを対象**といたします。

※生活系ごみの「燃やしてはいけないごみ」は対象としないので、現行のとおり、「45リットル以下の透明・半透明の袋」に入れて、地域の集積所へ排出してください。

※生活系ごみの「資源ごみ」は対象としないので、現行のとおり、ビン・カン・ペットボトルなどの種類ごとに分別を行った上で、地域の集積所(集積かご)へ排出してください。

※事業系一般廃棄物は対象としないので、現行のとおり、廃棄物処理事業者へ回収を依頼する、又はごみを分別した上で、直接清掃センターへ持ち込んでください。

※剪定枝については、「指定された長さ、太さ又は厚さ以下に切り、ひもで結ぶ」ことで、指定ごみ袋に入れずに排出することも可能とします。

#### (4) 指定するごみ袋の規格(予定)

材 質	<p>ポリエチレン</p> <p>※羽生市では、令和4年(2022)年4月に「羽生市気候非常事態宣言ーゼロカーボンシティを目指してー」を宣言し、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指していることから、石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造・焼却時に発生するCO2排出量を削減する効果が期待できる素材を配合することとします。</p> <p>(例:バイオマスプラスチック*6 を10%以上配合)</p>
容 量	<p>45リットル(縦800mm×横650mm)以下で、数種類を予定します。</p> <p>※各世帯の世帯員数によってごみの排出量が異なることに配慮し、複数の大きさを用意します。</p>
形 状	<p>「平袋」と「取っ手付き袋」を併用します。</p> <p>※一般的に広く使用され、汎用性と経済性に優れた「平袋」と、縛りやすく、高齢者や手が不自由な方でも持ち運びやすい「取っ手付き袋」を併用します。</p>
厚 さ	<p>厚みが増すと袋の販売価格に影響を及ぼすため、破れにくい必要最低限の厚さとします。</p>
袋 の 色	<p>白半透明</p> <p>※現在と同様に、ごみ収集時に分別の確認ができ、かつプライバシーの確保にも一定の効果が期待されるため、内容物が識別可能な透明度を有した白半透明とします。</p>
表 示	<p>指定ごみ袋の対象とする「燃やしてもよいごみ」の表示</p> <p>容量の表示</p> <p>「燃やしてもよいごみ」の外国語表記</p> <p>ごみの出し方に関する2次元バーコードの表示</p> <p>※ごみの種類や容量の表示に加え、近年増加傾向にある外国人居住者の方々にも正しい分別ルールやごみ出しのマナーを理解していただくため、多言語で表記します。</p> <p>※「羽生市ごみ分別ガイドブック」が掲載されたインターネットサイトへリンクした2次元バーコードを表示し、ごみの適正排出を促進します。</p>

※指定ごみ袋イメージ



※イメージであり、確定したごみ袋のデザインではありません。

(5) 指定ごみ袋制度の導入による効果

① ごみの減量化・資源化の推進

有料指定ごみ袋(ごみの有料化)には及ばないものの、単純指定ごみ袋を導入した場合でも、市販されるごみ袋よりも若干割高になることが想定されます。

そのため、ごみ袋の購入に係る費用の節約を日ごろから意識することにより、ごみの発生量そのものを減らそうとすることで、ごみの減量化や資源化への意識付けに繋がることが期待されます。

② ごみの分別や適正排出の推進

生活系ごみは、市が定める分別区分に沿って適正に排出することとしておりますが、「燃やしてもよいごみ」の中には、包装紙や空き箱・封筒などの雑紙やペットボトル容器など「資源ごみ」として排出されるべきごみが混入している場合が見受けられます。

また、生活系ごみとしては排出することができない事業系ごみや産業廃棄物\*7 が混入している場合も見受けられるため、指定ごみ袋制度の導入をきっかけとし、適正なごみの分別排出の徹底や自分が発生させたごみに対する責任意識の醸成を図ります。

### ③ 不適切なごみ排出の防止

ごみ集積所の管理は、利用者や地域で管理いただいておりますが、定められたごみ収集日以外にごみが排出されてしまうなど、ルールを守らずにごみが排出されることで地域の生活環境が悪化してしまうことがあります。

また、他の自治体住民や通りすがりの人が無断でごみを投棄することや、事業者が事業系ごみを生活系ごみと偽ってごみ集積所へ排出している場合が見受けられるため、指定ごみ袋制度の導入により、ごみ集積所を秩序化し、不適切なごみ排出者への指導体制の強化や生活系ごみと事業系ごみを明確に区分することで、ごみの適正排出を推進します。

### ④ ごみ収集作業の効率化と安全確保

ごみ袋の大きさや素材などの規格を定型にすることで、ごみ集積所でのごみの確認や収集をしやすくなることに加えて、収集作業時における怪我や事故の防止を図ります。

### ⑤ 二酸化炭素の排出量の削減

ごみを処理する工程では、焼却処理をする段階を中心に大量の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が排出されます。

指定ごみ袋制度の導入により「燃やしてもよいごみ」を削減し、4Rを推進することは、重要な地球温暖化対策の一つでもあり、さらに指定する袋の材質を石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造・焼却時に発生するCO<sub>2</sub>排出量を削減する効果が期待できる素材を配合することとすることで、ごみを処理する工程での二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量の削減を図ります。

## (6) 指定ごみ袋の販売・購入

市がごみ袋の規格(大きさ、色、厚みなど)を決め製造者を認定し流通される方式により、ごみ袋の販売価格は、販売店が独自に定めます。

これにより、競争原理による販売価格の低廉化を図ります。

また、指定ごみ袋の販売において、市の許可は必要としません。

なお、市販のごみ袋を取り扱っている店舗(スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストアなど)で購入することができるよう、市から各店舗に販売の協力を求めます。

## 4 その他

### (1) 市民や事業者の皆様への周知、啓発

指定ごみ袋の導入にあたっては、全ての住民の皆様や関係する事業者の皆様に対して、広く周知する必要があります。

そのため、令和7年(2025)7月頃から各地区での市民説明会や事業者や関係団体への説明会開催に加え、市広報やホームページなどへ掲載するなど様々な媒体を活用して広く周知、啓発を行います。

### (2) 不適切排出への対応

現在でも、不適切なごみの排出があった場合は、警告シールを貼った上で、原則的には是正されるまでは回収しない措置を行っておりますが、指定ごみ袋制度が完全実施となる令和9年(2027)4月以降において、指定ごみ袋以外で排出された「燃やしてもよいごみ」は、現行と同様に警告シールを貼った上で、原則的には是正されるまでは回収しません。

なお、悪質なごみの不適切排出については、不法投棄として警察に連絡するなど、厳格に対応します。

## 5 指定ごみ袋制度導入に関するQ&A

### Q1 指定ごみ袋制度とは何ですか？

A1 指定ごみ袋制度とは、ごみを排出する際に、ごみ袋の規格や仕様等、市が一定の条件を定めたごみ袋の使用を義務付けるものです。

### Q2 なぜ指定ごみ袋制度を導入するのですか？

A2 指定ごみ袋制度を導入することにより、ごみの減量化や分別排出の徹底、不適切なごみ排出の防止、ごみ収集作業の効率化と安全確保などの効果が期待されます。

ごみの減量化や分別徹底による再資源化を進めることにより、ごみ処理経費の削減につながり、環境への配慮や脱炭素の取組の視点だけではなく、将来的な市の財政負担を必要以上に増加させないことができると考えています。

### Q3 指定ごみ袋制度とは、ごみ処理の有料化ではないのですか？

A3 指定ごみ袋制度には、市が指定するごみ袋代にごみ処理手数料を上乗せする「有料指定ごみ袋」、市が指定するごみ袋を用いるものの、ごみ袋代にごみ処理手数料を上乗せしない「単純指定ごみ袋」、市が指定するごみ袋を用いず、使用できる色を制限する「色指定ごみ袋」の三つの方式があります。

それらの方式のうち、経済的インセンティブにより最もごみ減量の効果が高いと言われて  
いるものが有料指定ごみ袋ですが、市で新たに導入する方式としては、市販されているごみ  
袋よりも若干割高になると想定されるものの、市民の経済的負担の増加を考慮し、かつ、  
ごみの減量化に一定の効果が見込めるため、「単純指定ごみ袋」を導入する方針としています。

**※ごみ処理手数料を上乗せする「ごみの有料化」ではございません。**

#### **Q4 指定ごみ袋を使わずにごみを排出した場合は、収集してもらえないのですか？**

A4 指定ごみ袋制度が完全実施となる令和9年(2027)4月以降は、指定ごみ袋以外で排出  
された「燃やしてもよいごみ」は収集しません。

原則的に是正されるまでは回収しませんので、ごみの適正排出にご協力ください。

#### **Q5 指定ごみ袋はどこで購入できますか？**

A5 市販のごみ袋と同様に、スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストアなどで  
販売される予定です。

#### **Q6 指定ごみ袋はいつから販売される予定ですか？**

A6 令和8(2026)年10月に予定している指定ごみ袋制度導入(経過措置期間の開始)まで  
にはスーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストアなどで販売される予定ですが、  
現時点では具体的な販売開始時期は未定です。

#### **Q7 指定ごみ袋の値段はいくらですか？**

A7 単純指定ごみ袋の販売価格は、市販のごみ袋と同様に各小売業者が販売価格を設定  
して販売するので、販売店によって価格は異なります。

1枚当たりの単価については、ごみ袋への印刷や燃焼時などにCO2排出量を削減できる  
素材を袋の素材に配合する影響により、一般的な市販のごみ袋よりも若干高くなる見込み  
です。

#### **Q8 これまで使っていたごみ袋はどうすればよいですか？**

A8 指定ごみ袋の導入決定から令和9年(2027)4月の指定ごみ袋制度完全実施までの間は、  
経過措置期間を含め十分な周知期間を設ける予定です。

もし、各ご家庭で買い置きした45リットル以下の透明又は半透明のごみ袋がある場合は、  
周知期間中にお使いいただくようお願いいたします。

なお、45リットル以下の透明又は半透明のごみ袋は、引き続き「燃やしてはいけないごみ」  
を出す際にお使いいただくことも可能です。

## Q9 指定ごみ袋制度を導入すると、不法投棄が増えるのではないかと？

A9 他市町村において、指定ごみ袋制度を導入した理由により不法投棄が増えた事例は聞いておりませんが、引き続き巡回パトロールや各種啓発に取り組み、不法投棄の発生抑制に努め、悪質な場合は警察に連絡するなど、厳格に対応します。

## Q10 指定ごみ袋制度を導入するだけでは、ごみの減量化にならないのではないかと？

A10 本市では従前からごみの減量化や再資源化の取り組みを行ってきましたが、市民1人1日あたりのごみ排出量が減少傾向とならず、「燃やしてもよいごみ」の中に包装紙や空き箱・封筒などの雑紙やペットボトル容器など「資源ごみ」として排出されるべきごみが混入している場合や、本来、市では処理することができない産業廃棄物が混入している場合も見受けられ、ごみの減量化やリサイクルが順調に進んでいるとは言い切れない現状があります。

ごみの減量化等の取り組みについては、行政だけの取り組みだけでは足りず、市民や事業者の皆様にごみの減量化について、現在よりもより一層意識を高めていただき、市民・事業者・市の3者が密に連携して進めていく必要があると考えています。

そのため、指定ごみ袋制度の導入を契機に、まずは「ごみとなるもの」をできるだけ出さない発生抑制を市民の皆様にご意識していただくことで、ごみの減量化や資源化への意識の醸成を図りたいと考えております。

## 6 用語解説

### \*1 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主になります。

### \*2 4R

ごみ減量化や再資源化に関する4つの言葉の英語の頭文字(R)をとったキーワードのことです。

- ①「リフューズ(Refuse:断る)」・・・不要なものやごみになるものを買わない、受け取らないことで、過剰包装などごみになってしまうものの発生を抑制する、ごみとなるものは発生源から絶つ
- ②「リデュース(Reduce:減らす)」・・・ごみとなるものが少なくなるよう行動する
- ③「リユース(Reuse:再利用)」・・・使わなくなったものは他に活用するなど繰り返し使う
- ④「リサイクル(Recycle:再資源化)」・・・再生できるものは資源として再生利用する

### **\*3 今後に予定される行田市との共同ごみ処理**

行田市と羽生市では、令和3年(2021)3月16日に締結した「一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意」から協議を重ね、令和4年(2022)4月に新たに「行田羽生資源環境組合」を設立しました。

行田市小針地区に新ごみ処理施設を建設して、令和10年(2028)4月から共同によるごみ処理開始を予定しています。

### **\*4 生活系ごみ**

廃棄物のうち、一般家庭の日常生活に伴って発生するごみで、残飯などの生ごみ、紙くず、紙おむつ、汚れた衣類などの「燃やしてもよいごみ」のほか、プラスチック類などの「燃やしてはいけないごみ」や、びん、缶、ペットボトル、新聞・雑誌などの「資源ごみ」などが該当します。

### **\*5 事業系ごみ**

廃棄物のうち、会社や飲食店、店舗などの事業活動に伴って発生するごみで、営利目的なものだけではなく、社会福祉施設やNPO法人など非営利な事業活動なものでも該当します。

### **\*6 バイオマスプラスチック**

植物等に由来する再生可能な有機資源(サトウキビやトウモロコシなど)を原料とし、石油由来のものとは異なり、焼却の際に大気中の二酸化炭素濃度を上昇させないなど、地球温暖化の防止に貢献できるプラスチックです。

### **\*7 産業廃棄物**

事業系ごみのうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど、法で定められている20種類の廃棄物で、市で処理することはできません。